

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備等を行うものとする。

1．次の政令について、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の準用規定を改正する等、所要の規定の整備等を図ることとする。

所得税法施行令（第1条関係）

法人税法施行令（第2条関係）

租税特別措置法施行令（第3条関係）

地方税法施行令（第4条）

商品取引所法施行令（第5条）

中小企業信用保険法施行令（第6条）

国税収納金整理資金に関する法律施行令（第7条）

国税通則法施行令（第8条）

証券取引法施行令（第9条）

厚生年金基金令（第10条）

印紙税法施行令（第11条）

郵便貯金法施行令（第12条）

外国証券業者に関する法律施行令（第13条）

勤労者財産形成促進法施行令（第14条）

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（第15条）

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令（第16条）

貸金業の規制等に関する法律施行令（第17条）

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（第18条）

消費税法施行令（第19条）

国民年金基金令（第20条）

⑳特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令（第21条）

㉑中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（第22条）

㉒金融再生委員会組織令（第23条）

㉓地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（第24条）

㉔租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（第25条）

㉕疑わしい取引の届出に関する政令（第26条）

㉖中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（第27条）

㉗中央省庁等改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令（第28条）

㉘資産の流動化に関する法律施行令（第29条）

2．その他

(1) この政令は、一部の改正規定を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成12年11月30日）から施行することとする。

(2) 所要の経過措置を定める。

(3) その他規定の整備を行う。